

4月9日(日)は統一地方選挙の投票日です

当日、投票に行けない方は期日前投票・不在者投票をしましょう

※投票所内での感染・まん延防止に
取り組んだうえで
選挙を実施します



大阪市では、市長選挙・市議会議員選挙・府知事選挙・府議会議員選挙の4つの選挙が同時に行われます。
統一地方選挙は、私たちの生活に密着した最も身近な選挙であり、今後の市政・府政の進路を決める重要な選択の機会です。有権者の皆さん、必ず投票しましょう。

○投票できる方

日本国籍を有し、区役所の住民基本台帳に記録されている方で、平成17年4月10日までに生まれ、令和4年12月30日までに市内に転入し、届出をした方です。すでに選挙人名簿に載っている方で、2月28日までに市内で住所を変わり、届出をした方は、新しい住所地の区で投票ができます。
令和4年12月31日以降に大阪府下の他の市町村から転入された方、または、投票日までに大阪府下の他の市町村へ転出される方は、選挙人名簿に載っている前住所地の市区町村で、大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙のみ投票できる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問合せください。

○期日前投票

投票日に仕事やレジャー等の予定がある方は、名簿登録地の区役所等で期日前投票ができます。

期日前投票・不在者投票期間	期間	4月8日(土)までの毎日
	時間	4月2日(日)まで 8:30~20:00 4月3日(月)から 8:30~21:00 (※時間延長しています)
	場所	区役所3階

○不在者投票

出張等の都合により名簿登録地の区役所等での期日前投票ができない方	滞在先の市区町村選挙管理委員会での不在者投票ができます。
不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所している方	入院・入所中の施設で不在者投票ができます。
身体に一定の重度障がい等のある方	郵便等による不在者投票ができます。

上記の方の条件や手続きについては、お住まいの区選挙管理委員会にお問合せください。
※滞在先での不在者投票の投票場所・時間は滞在先の選挙管理委員会にお問合せください
※新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票をすることができます(特例郵便等投票)

○選挙公報の配布時期について

4種類(知事・市長・市議・府議)の選挙公報をまとめて配布します。4月3日(日)から配り始め、4月6日(水)までにお届けする予定です。市内の各世帯に順次配布いたしますので、お時間を要します。あらかじめご了承ください。※選挙公報は、大阪市選挙管理委員会ホームページからご覧いただけます



問合せ 東住吉区選挙管理委員会
☎06-4399-9626 FAX06-6629-4533
大阪市選挙管理委員会
☎06-6208-8511 FAX06-6204-0900

お知らせ



65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ

「介護保険料決定通知書」を次のとおり送付します。

納付方法	送付時期
普通徴収 (口座振替または納付書)	4月中旬(仮算定分)※
特別徴収 (年金)	7月中旬

※保険料に変更のある方は、7月に改めて通知書(本算定分)を送付します

問合せ 保健福祉課(介護保険)2階(29)番
☎06-4399-9859 FAX06-6629-4580

児童扶養手当の手当月額改定について

令和5年4月分から、手当月額が次のとおり改定されました。

	全部支給	一部支給
1 児童 1人目	43,070円 ⇒44,140円	43,060円~10,160円 ⇒44,130円~10,410円
2 児童 1人目	10,170円 ⇒10,420円	10,160円~5,090円 ⇒10,410円~5,210円
3 児童 1人目以降	6,100円 ⇒6,250円	6,090円~3,050円 ⇒6,240円~3,130円

現在児童扶養手当を受給中の方には、4月末頃に、改定後手当月額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階(28)番
☎06-4399-9838 FAX06-6629-4580

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額改定について

令和5年4月分から、手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級) 52,400円→53,700円
- ②特別児童扶養手当(2級) 34,900円→35,760円
- ③特別障がい者手当 27,300円→27,980円
- ④障がい児福祉手当 14,850円→15,220円
- ⑤経過的福祉手当 14,850円→15,220円

①②は20歳未満で、政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階(23)番
☎06-4399-9857 FAX06-6629-4580

以下は広告スペースです。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。

